

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和6年12月20日

名古屋法務局筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和6年第26号
対象土地 瀬戸市品野町七丁目2番
瀬戸市品野町七丁目5番

手続番号 令和6年第27号
対象土地 瀬戸市品野町七丁目3番
瀬戸市品野町七丁目5番

手続番号 令和6年第28号
対象土地 瀬戸市品野町七丁目6番
瀬戸市品野町七丁目5番